

◆確定申告とは

毎年1月1日～12月31日の1年間の所得と、それに対する税金を正しく計算し、申告期限までに申告して納税する手続きのことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合(還付)があります。
ご自身で所得と税額を正しく計算して、早めに申告をしてください。

◆刈谷税務署

確定申告会場のご案内

とき

・2月16日(木)～3月15日(水)

(土・日曜日を除く)

午前9時～午後5時

※2月19日(日)・26日(日)は開設

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までに来場してください。

※申告会場では、パソコンを利用した申告書の作成指導などを行っています。

ところ

刈谷税務署

(刈谷市若松町1丁目46-1 刈谷合同庁舎内)
☎21-6211

◆マイナンバーについて

平成28年分の申告からは、マイナンバー(個人番号)の記載および本人確認(番号ならびに身元確認書類)の提示または写しの添付が必要になります。

本人確認書類

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

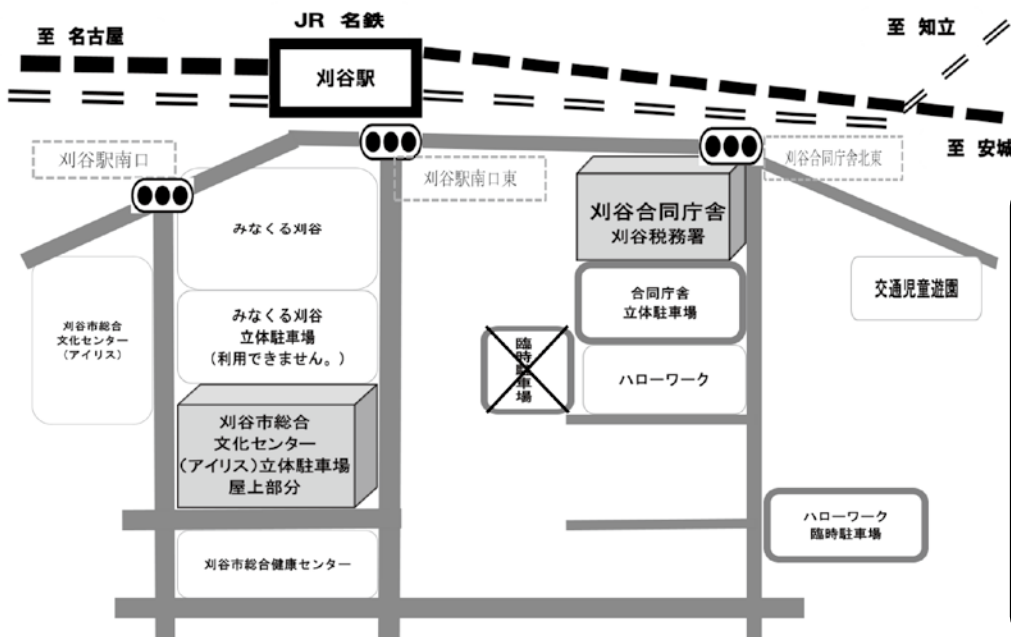
- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号と身元確認)が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
<p>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通知カード ● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限ります。)などのうちいずれか1つ 	<p>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証 ● パスポート ● 身体障害者手帳 ● 在留カード ● などのうちいずれか1つ

<臨時駐車場>

- ・ハローワーク臨時駐車場 … 2月1日(水)～3月31日(金)にかぎり利用可
 - ・刈谷市総合文化センター(アイリス)立体駐車場屋上部分 … 2月16日(木)～3月15日(水)の平日(月～金曜日)にかぎり利用可
- ※刈谷市総合文化センターの催事などにより利用できない場合あり
※駐車券を確定申告会場へ持参してください。



・駐車台数にかぎりがあるため、公共交通機関を利用してください。
・ハローワーク西側駐車場は、利用できません。